学校いじめ防止基本方針

貝塚市立第五中学校 2022年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心豊かでたくましく、自分の将来の夢や希望に向かって 努力できる生徒を育てる」を教育目標としており、人権教育にも重点を おいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識 のもとに、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生 徒の理解を深めることを旨としここに学校いじめ防止基本方針を定め る。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ➤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、生徒や保護者、関係機 関等に対していじめに対する考え方や組織の説明を、ホームページに記 載する。生徒には集会等で説明の機会を持ち周知する。

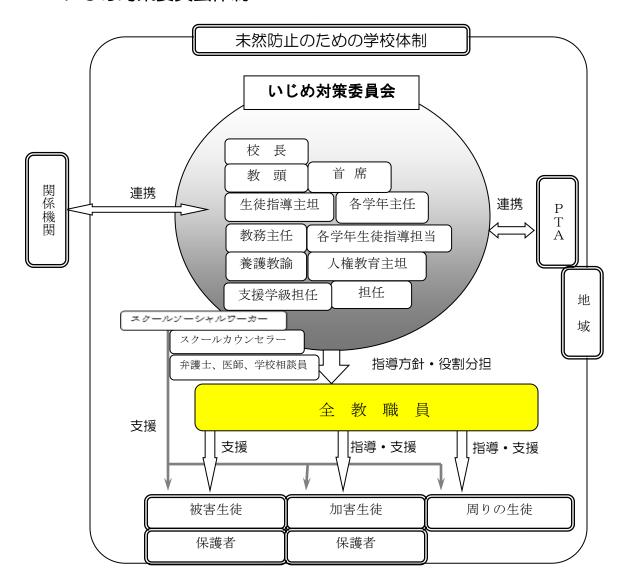
- 3 いじめ防止のための組織
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、教務主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、人権教育主坦、支援学級担任

(必要に応じて S.S.W.、S.C、学校相談員、弁護士、医師)

いじめ対策委員会体制



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修

- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

第五中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員 会(年間計画の確認、問 題行動調査結果を共有)
	生活支援カードによって 把握された生徒状況の集 約	人権HR(いじめを考え る)	人権HR(いじめをなく すために)	「学校いじめ防止基本方 針」のHP更新 PTA総会で「学校いじ
5月	QUアンケート QUアセスメント デイキャンプ	QUアンケート QUアセスメント	QUアンケート QUアセスメント	め防止基本方針」の趣旨 説明
6月	個人面談	個人面談	修学旅行 個人面談	個人面談週間 教職員間による公開授業 週間(わかる授業づくり の推進)
7月	第一回いじめアンケート 実施	第一回いじめアンケート 実施	第一回いじめアンケート 実施	
	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	第2回委員会(進捗確認) 個人面談週間
9月	個人面談体育大会	個人面談 体育大会	個人面談体育大会	第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
11月		職場体験(社会性の育成)	QU アンケート QUアセスメント	アンケート回収
12月	仲間を考える会	仲間を考える会	仲間を考える会	
	第二回いじめアンケート 実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第二回いじめアンケート 実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第二回いじめアンケート 実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第4回委員会(年間の取組みの検証)
1月	QUアンケート QUアセスメント 教育相談	QUアンケート QUアセスメント 教育相談	(Since 20010)	
2月	スキー宿泊学習	*スキー宿泊学習		
3月				

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など)年4回、(検討会議を)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

また、学校は「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置づけ、生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、毎週実施する生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、その情報を各学年部会でも共有する。

生徒に対しては、生徒会活動、特別活動を通してよりよい人間関係づくりを推進する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団 の在り方等についての学習を深める。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

分かりやすい授業づくりを進めるために生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、特別活動やクラス活動の活性化を図り、「仲間を考える会」の取り組みで集団づくりについて考えさせる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、20分休憩や昼休みに、 体育館や多目的室を開放し、気分転換できる環境をつくる。また、カウ ンセリングルーム、保健室で生徒の話を聞く体制をつくる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため細心の注意を払う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、体育大会における異学年交流の充実、生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実、生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの 防止を訴えるような取り組みを推進する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを 恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないこ とが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難し いなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くな り、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、生徒対象にいじめについてのアンケート調査を年2回実施する。

定期的な個人面談を通じた生徒からの聞き取り調査を年2回実施する。

日常の観察として、授業・休憩時間等において生徒の状況の把握を行い、お互いの情報を共有する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時には毅然とした態度で叱る。親としての子育てへ積極的参加を啓発する。ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制としてスクールカウンセラーの活用、いじめ相談窓口の設置を行う。
- (4) 学校だよりにより、相談体制を広く周知する。 生徒指導委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点 検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、秘密を厳守する。

第4章 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
 - (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保 するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、 いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有 する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情 を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、 いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署 と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある ときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実 関係の聴取を行う。
 - いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
 - (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

しかし、指導後も改善が見られず、いじめ行為を繰り返し行うなど、他の生徒の適切な教育に妨げがあると認める場合は、貝塚市立学校の管理運営に関する規則(平成14年貝塚市教育委員会規則第1号)第14条の規定に基づく出席停止や別室指導も含め、いじめた生徒に対し、自分の行為について振り返り、反省できる環境を整える。

- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
 - (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化発表会、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ 絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間 関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

掲示板等への誹謗・中傷等の対応について

- (2) 書き込みへの対応については…事実確認を行ったうえ指導、加害・被害双方の保護者に連絡したうえで、書き込みを消去させる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 情報モラル教育の推進については…インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされなけらばならない

(1) いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に 守り通し、その安全、安心を確保する。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを 策定し、確実に実行する

第5章 緊急・重篤な事案への対応

- 1 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠 席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。
 - (1) 重大事態が発生した旨を、貝塚市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

[重大事態の意味]

- ○「生命、心身又は財産に重大な被害」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ○「相当の期間」
 - ・年間30日を目安とする

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 調査の主体

- (1)教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体となる。
- (2)教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査する場合がある。
- (3)教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査する場合がある。

生徒の問題行動の発生時には、そのレベルを I ~ V の 5 段階に分けて学校として必要な対応をとる。なお、 問題行動の重篤度に応じた学校の対応については、あらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求める。

5つのレベル

レベル I	言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動(荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞
	い等)、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学
	校施設の無許可使用 等
	※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な
	授業妨害、軽微な器物損壊(落書きを含む)、授業をさぼって校内でたむろ
	※いじめは、「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平
	な影響」という要素を 総合的に見て、レベルを判断する。
	※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
	※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。
レベルIII	暴言・誹謗中傷行為(「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷
	等態様が悪質で被害が大きいもの)、脅迫・強要行為(態様・被害・影響が比
	較的軽いものでレベルIVに至らないもの)、暴力(蹴る・叩く・足をかける等
	態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルIVの暴力に当たらないもの)、喫
	煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無
	免許運転等
	※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
	※同様の行為を繰り返す場合、レベルIVの対応を行うこととする。
レベルIV	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行
	為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないも
	の)、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為等
	※その他、教育的見地からレベルIVとして指導するのが適切と判断される場合
	※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護、加害生徒への教育的指導という
	│ 見地から必要が あると判断した場合、出席停止を活用する。 │ ※同様の行為を繰り返す場合、レベルVの対応を行うこととする。
レベルV	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景
	事情を考慮する)、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗(未遂を含
	む)等
	※その他教育的見地から、レベルVとして対処するのが適切と判断される場 へ
	合。

ねらい

- ■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル I ~ V の 5 段階に分ける。レベルごとに分けて対処する意義は以下の 4 点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題 行動の改善を図る。
- ■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベル の例を示し理解・協力を求めることが重要である。

